

ミアヘルサ保育園ひびき梅島 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 ミアヘルサ株式会社が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ミアヘルサ保育園ひびき梅島
- (2) 所在地 東京都足立区梅田5丁目25番33号 ロイヤルパークス梅島1階
(受入年齢及び利用定員)

第2条 ミアヘルサ保育園ひびき梅島(以下「当園」という。)が受け入れる子どもの年齢は、生後57日目から6歳までとする。

2 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。) 39人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち、1歳以上の子ども 22人
- (3) 3号認定子どものうち、1歳未満の子ども 9人

(施設の目的及び運営の方針)

第3条 当園は、児童福祉法(以下「児福法」という。)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。

2 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供するものとする。

3 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当園が保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、東京都の条例等に基づき、次のとおりとする。

- (1) 園長(保育士)

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用する子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任保育士

園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに、保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動、地域住民等の子どもの療育支援を行う。

- (3) 保育士

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (4) 栄養士

利用する子どもの発達段階に応じ、必要な栄養量等を計算しながら、離乳食・幼児食の献立を作成するとともに、給食調理を行う。

(5) 調理員

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつ等の調理を行う。

(6) 看護師

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うとともに、利用する子どもの健康管理を行う。

(7) 嘱託医

利用する子どもの健康診断及び健康管理を行う。

(保育の提供を行う日及び行わない日)

第5条 当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月28日から1月3日まで）は除く。

(保育の提供を行う時間)

第6条 当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、朝7時00分から7時29分、夕18時31分から20時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもの場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、朝7時00分から8時30分、夕16時31分から20時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(提供する保育等の内容)

第7条 当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとする。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

前2条に規定する日及び時間において、法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(2) 地域子育て支援事業の実施

園行事参加・老人施設交流・中高生ボランティア受入れ等

(保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額)

第8条 当園から特定教育・保育を受けた支給認定子どもの保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額を支払うものとする。

2 当園は、前項に掲げる利用者負担額のほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用等のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園の利用は、次の場合に終了するものとする。

(1) 利用する子どもが6歳になった直後の3月末日まで在籍した場合。

(2) 利用する子どもの保護者が児福法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに当該子どもの保護者及び区に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関その他の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとする。

3 当園は、特定教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、日頃から消防計画や災害・緊急時対応マニュアル等を作成し、消火器等の消火用具の設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月1回以上の避難・消火訓練を実施し、非常災害時の伝言方法・避難場所等を明確にしておくものとする。

(虐待等の防止のための措置)

第13条 当園は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待対応マニュアルを作成する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(苦情相談窓口)

第14条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対し公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第15条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 日々の特定教育・保育の提供の記録

(2) 特定教育・保育の提供にあたっての計画

(3) 特定教育・保育の受給に係る保護者の偽りその他不正な行為の市町村への通知に係る記録

(4) 利用する子どもの保護者等からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他利用にあたっての留意事項)

第16条 当園では、原則として、車での送迎は行えないものとする。

2 当園では、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行えないものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
月極延長保育料	延長保育に要する費用をご負担いただくもの	別表 2
一時延長（スポット利用）保育料	突発的な延長保育に要する費用をご負担いただくもの	別表 3
夕食代	希望制の為	1食 500円
ICカード発行手数料	3枚目から必要な方	1枚 1,000円
カラー帽子	紫外線から子どもたちを守る	740円
おたより帳ケース	おたより帳、配付物等を入れる	110円
クレパス（3.4.5歳児）	持ち物管理の指導の為	385円
アルバム（5歳児）	卒園アルバム作成料	4,700円程度
ピアノカの吹き口（5歳児）	ピアノカを使用するため（個人）	440円
副食費（3.4.5歳児）	保育の無償化による回収（免除世帯あり）	4,500円

※実費での利用者負担をしていただく際には、あらかじめ用途や負担額、徴収理などを明示したうえで料金を徴収致します。例：行事の交通費、会場利用費など。

別表 2

時間帯	世帯区分	金額
7:00～7:30 （朝延長）	A、B階層	月額 600円
	C、D階層	月額 2,500円
18:30～19:30 （夕 1 時間延長）	A、B階層	月額 1,000円（補食代含む）
	C、D階層	月額 4,000円（補食代含む）
18:30～20:30 （夕 2 時間延長）	A、B階層	月額 2,500円（補食代含む）
	C、D階層	月額 10,000円（補食代含む）

※（19:30～20:30まで利用の方）夕食代 1食 500円。

※延長時間を超過した場合は、15分毎 200円かかります。

別表 3

時間帯	世帯区分	金額
7:00～7:30 (朝延長)	全ての階層	日額 400 円
18:30～19:30 (夕 1 時間延長)		日額 800 円 (補食代含む)
18:30～20:30 (夕 2 時間延長)		日額 1,600 円 (補食代含む)

※ (19:30～20:30 まで利用の方) 夕食代 1 食 500 円。

※延長時間を超過した場合は、15 分毎 200 円かかります。

※お迎え時間が 18:30 以降 (当日 17:30 までに申込み)。

※お迎え時間が 19:30 以降夕食利用可 (前日までに申込み)。

*短時間 (コアタイム) 認定を受けた方について

短時間認定の方が 7:30～8:30、または 16:30～18:30、若しくは両方の延長保育を利用した場合の料金は、日額 500 円になります。それを超過した通常の延長保育時間については、一時延長保育の利用料に準じます。

